

水給第429号  
令和8年3月18日

指定給水装置工事事業者 各位  
指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課  
課長 大山 英一  
( 公 印 省 略 )

### 給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いますので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

#### 【主な改正内容】

##### （1）給水装置工事施行基準

- ・別紙のとおり

##### （2）排水設備工事施行基準

- ・別紙のとおり

【運用開始日】 令和8年4月1日 施行

#### 【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置工事施行基準・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。（4月1日以降）

【問い合わせ先】 給排水設備課

南部審査係：TEL 099-213-8523

北部審査係：TEL 099-213-8524

## (1) 給水装置工事施行基準

【改正内容】 ※ ( ) 内はページ番号

- ・申請方法の追加
  - 電子申請の取扱いについて記載  
(2-2-1) (2-3-1) (参-3-2) (参-4-2) (参-18) (参-6-3)
  
- ・様式番号の追加
  - 給水装置工事申請・設計書に様式番号を追加 (2-2-1)
  - 委任状に様式番号を追加 (2-2-2)
  
- ・項目順序の変更
  - 申請書、委任状の様式見直しに伴う項目順序の変更 (2-2-2)
  
- ・誤字修正
  - 「少数」⇒「小数」(3-1-32)
  - 明示シートの文字色「黒色」⇒「白色」(3-3-27)
  
- ・配水管からの取出しオフセットの測定点数を変更
  - 水道部の2点オフセット測定と合わせる変更「3点」⇒「2点」(3-1-32)
  
- ・給水装置標準設計図例の変更
  - メーターのオフセット旗揚げ線の追加 (3-1-33)
  
- ・水道用ポリエチレン管の管種を追加
  - 水道用ポリエチレン管の説明に「3種管」を追加 (3-3-5)
  
- ・水道用ポリエチレン管の曲げ配管についての説明を修正
  - 最小曲げ半径の屈曲半径の管外径倍率を修正(3-3-6)
  - 曲げ半径 R の表値を修正(3-3-6)
  
- ・給水条例改正に伴う整理
  - メーター設置の説明を整理 (参-3-3) (参-4-6) (参-5-2) (参-5-3)

- ・3階直結給水基準における設計基準を一部削除

- 「立ち上り管手前の管理用仕切弁（青銅製）設置を削除。」（参-3-3）

- ・条項の整理

- 図式記号・表示例を第9条として新設する（参-5-4）

- ・定義の修正

- 各戸メーター等の定義を修正（参-6-1）

- ・各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅の各戸メーター等設置基準を一部削除

- 地下式メーターボックスの承認について削除（参-6-2）

- ・解釈の明記

- 記憶装置の解釈を明記（参-6-2）

- ・各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅の各戸メーター等設置基準の整理

- 普通式契約を締結している場合について、各戸に設置するメーターの増設・各戸メーター口径変更について1条追加し、第8条以降2条ずつ繰り下げ（参-6-4）

- ・表記の修正

- 標準図のメーター表記を修正（参-6-6）

## (2) 排水設備工事施行基準について

【改正内容】 ※ ( ) 内はページ番号

【改正内容】 ※ ( ) 内はページ番号

- ・申請方法の追加

- 電子申請の取扱いについて記載 (2-2-1) (2-3-1)

- ・様式番号の追加

- 排水設備工事申請・設計書に様式番号を追加 (2-2-1)

- 委任状に様式番号を追加 (2-2-2)

- ・項目順序の変更

- 申請書、委任状の様式見直しに伴う項目順序の変更 (2-2-1) (2-2-2)

- ・排水設備標準設計図例の変更

- 第一掃除口のオフセット旗揚げ線の追加 (3-1-33)

- 勾配表記の削除 (3-1-33)